

四條畷市議会会議規則等の一部を改正する規則
新旧対照表

四條畷市議会会議規則等の一部を改正する規則新旧対照表

新

(四條畷市議会会議規則の一部改正)

(携行品)

第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(飲食)

第148条 何人も、飲食してはならない。ただし、水又は茶の飲用にあってはこの限りではない。この場合にあっては、飲用の容器は机上に置いてはならない。

(四條畷市議会傍聴規則の一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1)～(3) 略

(4) コート、マフラー、傘の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、水又は茶の飲用にあってはこの限りではない。この場合にあっては、飲用の容器は机上に置いてはならない。

(6)～(8) 略

(準用)

第11条 第2条から前条までの規定は、委員会、分科会又は連合審査会において傍聴を許可した場合について準用する。この場合において、第3条第2項、第4条、第5条第2項、第6条第4号、第7条及び第10条中「議長」とあるのは「委員長、分科会会長又は連合審査会会長」と、第4条並びに第6条第2号及び第8号中「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

旧

(携帯品)

第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(禁煙)

第148条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1)～(3) 略

(4) オーバーコート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6)～(8) 略